# 青葉台公民館使用規程

（目的）

第１条　本規程は、青葉台公民館の使用及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用条件）

第２条　会員相互の親睦を目的とするものであり、会員であれば使用することができる。

２．会員の教育、文化及び地域の振興を目的とする内容のものであれば、営利活動であっても、また、会員以外でも使用することができる。

３．政治的活動、宗教的活動、その主たる目的が営利である物販等はいかなる理由でも使用できないものとする。

（開館時間）

第３条　公民館の開館時間は、原則として９時から２２時までとする。ただし、１９時以降は自治会会議等が優先されるものとする。

（使用方法の定義）

第４条　不定期使用は、本規程第５条及び第６条に示す条件で、不定期に使用する方法を言う。

２．定期使用は、本規程第７条及び第８条に示す条件で、最高１年の単位で前払を前提に契約し使用する方法を言う。

（不定期使用の時間）

第５条　使用時間は、原則として１枠を４時間以内とする。貸し出しは、１団体につき部屋別又は全館貸し出しとし、複合する場合は協議の上決定する。但し、定期使用の場合は第７条によるものとする。

（不定期使用の申込）

第６条　使用申込は使用日の２ケ月前から受付を開始するものとし、申請先は青葉台公民館とする。

２．使用する代表者は、所定の申込書に必要事項を記入し、公民館部長の許可を得るものとする。

３．使用許可を受けたものは、公民館部長、自治会会計（公民館担当）、または各組の副部長に使用料を支払い、鍵を受け取るものとする。

４．予約の取り消しは、使用する日の１週間前までに行うものとする。

５．日時の変更は、変更申込日から最大１ケ月以内とし、使用する日の前日までに行うものとする。

（定期使用）

第７条　定期で使用するものは、使用申込及び許可等は直接公民館部長が行うものとする。この場合、使用料は契約期間単位の前納とする。

２．使用時間は下表に示す部屋別の時間枠単位とし、使用回数を週２日、１日２枠までとする。

| ホール | | | 和室 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 枠１ | 枠２ | 枠３ | 枠４ | 枠５ | 枠６ |
| 始 10 時 00 分 | 始 13 時 00 分 | 始 15 時 30 分 | 始 10 時 00 分 | 始 13 時 00 分 | 始 15 時 30 分 |
| 終 12 時 50 分 | 終 15 時 20 分 | 終 18 時 30 分 | 終 12 時 50 分 | 終 15 時 20 分 | 終 18 時 30 分 |

３．予約後、途中で使用を取りやめる場合、その旨を公民館部長に届け出ることにより、申告した翌月から年度末の３月までの前納された使用料は全額返金する。

（定期使用の公募及び許可）

第８条　公民館部長は、定期使用者に対して、公募を行い、複合した場合には、抽選等の方法にて使用を許可するものとする。

２．定期使用は最高１年単位とするが、公民館の行事、自治会及びその他地域団体の使用を優先とする。

３．公民館部長は、１年を超える定期使用の場合は役員会に諮り、貸し出しを許可するものとする。

（使用料金）

第９条　使用料金については、以下のとおり定める。

①不定期使用で北九州市役所等の行政が主催する事業　無料
②不定期使用で地域自治会、子供会、年長者会等の団体　300 円／枠
③不定期使用で他の地域一般団体　1,300 円／枠
④不定期使用でその他の企業との団体　3,300 円／枠
⑤定期使用で毎週使用する場合（週１日）　5,000 円／枠
⑥定期使用者が同じ使用目的で別途使用する場合　1,000 円／枠
⑦上記以外のものについては、公民館部長がこれを定める。

（禁止事項・尊守事項）

第１０条　公民館使用にあたり以下のとおり禁止及び尊守事項を定める。

①近隣住宅に迷惑のかからないように注意すること。
②乗用車等の駐車は所定の場所のみとする。
③他の団体と併用する場合は、迷惑のかからないよう注意すること。
④公民館の机を含む備品等を使用する場合は、損傷を与えないようにすること。
⑤使用後は、机を含む備品等は元通りに整理整頓すること。
⑥ゴミ等は、使用者で持って帰ること。
⑦退去前に、必要に応じて掃除機をかけ消しゴム屑等が残らないようすること。また、縫い針等は、幼児、児童の安全確保の為、その紛失には最大限注意すること。
⑧退去時は、ガス・水道・電気、エアコン、換気扇等の停止状況を全室の確認をすること。
⑨雨戸及び内窓の戸締りを確実に行うこと。
⑩施設及び備品等に破損及び損傷を与えた場合には、公民館部長に速やかに報告すること。
⑪館内では禁煙とする。また、屋外でも指定場所以外の喫煙は禁止する。

（損害賠償）

第１１条　公民館の施設及び備品等に破損及び損傷を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。なお、悪質なものや前条１０項の報告事項の怠慢な場合は、公民館貸し出しについて許可しないものとする。

（公民館改築及び修繕資金）

第１２条　公民館使用料の一部は、公民館の将来の改築及び修繕等を想定しこれに対する資金として、若松区第３８区青葉台自治会会計処理規程で定める特別会計で運用する。

（規程の変更）

第１３条　規程の変更は、規約第２０条及び第２３条に定める条件にて開催した規約第１４条に定める総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

附則

１．本規程は、平成３０年４月９日から施行する。

２．本規程の施行と同時に平成７年４月に制定した青葉台公民館使用規定は、廃止する。

３．平成３１年４月　一部改正　（第１３条　規程の変更を追記）